

受益者負担金減免基準

別表第 2（第 1 2 条関係）

関係条項	減免の対象	減免率
条例第 8 条第 2 項第 1 号	<p>国又は地方公共団体が次に掲げる用に供し、又は供することを予定している土地</p> <p>(1) 学校用及び幼稚園用</p> <p>(2) 社会福祉施設用</p> <p>(3) 警察法務収容施設用</p> <p>(4) 一般庁舎用地並びに図書館、公民館、体育施設用及びこれに準ずるもの</p> <p>(5) 病院及び診療施設用</p> <p>(6) 有料の公務員宿舍用</p>	<p>7 5 パーセント</p> <p>7 5 パーセント</p> <p>7 5 パーセント</p> <p>5 0 パーセント</p> <p>2 5 パーセント</p> <p>2 5 パーセント</p>
条例第 8 条第 2 号	国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	2 5 パーセント
条例第 8 条第 3 号	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	1 0 0 パーセント
条例第 8 条第 4 号	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者	1 0 0 パーセント
条例第 8 条第 5 号	事業のために土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者の所有する土地	1 0 0 パーセント
条例第 8 条第 6 号	宗教法人法（昭和 2 6 年法律第 1 2 6 号）第 2 条に規定する団体が所有する境内地（本来の目的に供しない土地を除く。）その他これに準ずる土地	5 0 パーセント
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）による墓地又は納骨堂の敷地（本来の目的に供しない土地を除く。）	1 0 0 パーセント

<p>民営鉄道会社が次に掲げる用に供する土地 (本来の目的に供しない土地を除く。)</p> <p>(1) 踏切及び駅前広場</p> <p>(2) 軌道用地及び駅舎その他構内地 (職員宿 舎用地及び高架下用地を除く。)</p>	<p>100パーセント</p> <p>25パーセント</p>
<p>社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第2条 に規定する事業で、同法第22条の社会福祉法 人が経営する施設に係る土地 (管理者、職員等 の住居に使用する用地を除く。)</p>	<p>75パーセント</p>
<p>学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条 に規定する学校のうち私立学校法 (昭和24年 法律第270号) 第3条に規定する学校法人が 設置するもので教育の目的に直接供している土 地 (管理者、職員等の住居に使用する建物の用 地を除く。)</p>	<p>75パーセント</p>
<p>自治会等が所有し、又は使用する集会場の敷地</p>	<p>100パーセント</p>
<p>公共性があると認められる私道</p>	<p>100パーセント</p>
<p>その他管理者が減免する必要があると認める土 地</p>	<p>管理者が別に定める 率</p>